

令和8年2月13日開会

令和8年2月徳島県議会定例会議案（その4）

目 次

第 54 号	令和7年度徳島県一般会計補正予算（第11号）	1頁
第 55 号	令和7年度徳島県用度・給与集中管理特別会計補正予算（第1号）	21
第 56 号	令和7年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）	23
第 57 号	令和7年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	25
第 58 号	令和7年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	27
第 59 号	令和7年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	29
第 60 号	令和7年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）	31
第 61 号	令和7年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）	33
第 62 号	令和7年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）	35
第 63 号	令和7年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	37
第 64 号	令和7年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第2号）	39
第 65 号	令和7年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）	43
第 66 号	令和7年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）	45
第 67 号	令和7年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）	47
第 68 号	令和7年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）	51
第 69 号	令和7年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	53
第 70 号	令和7年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第1号）	55
第 71 号	令和7年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第1号）	57
第 72 号	令和7年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	59
第 73 号	徳島県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について	61

第 54 号

令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第11号）

令和 7 年度徳島県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,033,184千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ559,824,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の変更は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 87,000,000	千円 4,000,000	千円 91,000,000
	1 県 民 税	30,661,692	1,500,000	32,161,692
	2 事 業 税	21,596,679	3,000,000	24,596,679
	3 地 方 消 費 税	16,350,230	△500,000	15,850,230
2 地 方 消 費 税 清 算 金		37,872,000	557,000	38,429,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	37,872,000	557,000	38,429,000
3 地 方 譲 与 税		18,353,000	△917,644	17,435,356
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	16,639,000	△607,897	16,031,103
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,419,000	△258,230	1,160,770
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	48,000	△9,904	38,096
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	103,000	△13,288	89,712
	5 森 林 環 境 譲 与 税	143,000	△28,325	114,675
4 地 方 特 例 交 付 金		330,000	△23,129	306,871
	1 地 方 特 例 交 付 金	330,000	△23,129	306,871

5 地方交付税		152,500,000	10,061,125	162,561,125
	1 地方交付税	152,500,000	10,061,125	162,561,125
7 分担金及び負担金		2,258,501	△124,002	2,134,499
	1 分担金	319,311	△42,215	277,096
	2 負担金	1,939,190	△81,787	1,857,403
8 使用料及び手数料		5,407,311	△108,617	5,298,694
	1 使用料	4,093,214	△53,299	4,039,915
	2 手数料	1,314,097	△55,318	1,258,779
9 国庫支出金		90,076,790	△9,732,581	80,344,209
	1 国庫負担金	32,098,300	△7,024,030	25,074,270
	2 国庫補助金	55,503,845	△2,410,427	53,093,418
	3 委託金	2,474,645	△298,124	2,176,521
10 財産収入		1,096,352	△149,136	947,216
	1 財産運用収入	865,869	△83,464	782,405
	2 財産売払収入	230,483	△65,672	164,811
11 寄附金		11,359	247,553	258,912
	1 寄附金	11,359	247,553	258,912

12 繰入金		29,332,677	△11,323,098	18,009,579
	1 特別会計繰入金	750,860	61,089	811,949
	2 基金繰入金	28,581,817	△11,384,187	17,197,630
13 繰越金		9,569,144	1,968,033	11,537,177
	1 繰越金	9,569,144	1,968,033	11,537,177
14 諸収入		75,824,969	△85,688	75,739,281
	1 延滞金、加算金及び過料等	76,810	△10,000	66,810
	2 県預金利子	6,000	10,000	16,000
	4 貸付金元利収入	64,456,499	△170,485	64,286,014
	5 受託事業収入	548,181	△429,556	118,625
	6 収益事業収入	2,669,932	△643,219	2,026,713
	7 雑収入	4,027,547	1,157,572	5,185,119
15 県債		65,061,000	△9,403,000	55,658,000
	1 県債	65,061,000	△9,403,000	55,658,000
歳入合計		574,858,103	△15,033,184	559,824,919

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 1,019,327	千円 △4,648	千円 1,014,679
	1 議会費	1,019,327	△4,648	1,014,679
2 総務費		38,172,844	5,336,345	43,509,189
	1 総務管理費	20,636,059	5,861,774	26,497,833
	2 企画費	8,325,113	△271,525	8,053,588
	3 徴税費	2,584,300	22,242	2,606,542
	4 市町村振興費	891,286	△218,415	672,871
	5 選挙費	1,173,809	△37,101	1,136,708
	6 防災費	3,517,973	△66,197	3,451,776
	7 統計調査費	698,685	32,977	731,662
	8 人事委員会費	160,326	8,812	169,138
	9 監査委員費	185,293	3,778	189,071
3 民生費		75,178,499	295,040	75,473,539
	1 社会福祉費	53,741,723	△960,890	52,780,833
	2 児童福祉費	16,819,900	727,411	17,547,311

	3 生活保護費	4,616,876	528,519	5,145,395
4 衛生費		30,402,283	△1,128,013	29,274,270
	1 公衆衛生費	7,307,163	27,460	7,334,623
	2 環境衛生費	2,681,198	△246,623	2,434,575
	3 保健所費	2,148,961	△568,854	1,580,107
	4 医薬費	7,174,811	△310,167	6,864,644
	5 病院事業費	11,090,150	△29,829	11,060,321
5 労働費		3,857,758	△269,938	3,587,820
	1 労政費	2,674,782	△3,429	2,671,353
	2 職業訓練費	1,072,528	△262,452	810,076
	3 労働委員会費	110,448	△4,057	106,391
6 農林水産業費		40,468,727	△4,587,289	35,881,438
	1 農業費	6,301,248	△391,707	5,909,541
	2 園芸費	1,139,048	△588,374	550,674
	3 畜産業費	2,079,838	35,701	2,115,539
	4 農地費	13,756,384	△1,963,164	11,793,220
	5 林業費	13,689,552	△1,421,437	12,268,115

	6 水 産 業 費	3,502,657	△258,308	3,244,349
7 商 工 費		68,984,088	111,176	69,095,264
	1 商 業 費	61,658,288	45,710	61,703,998
	2 工 鉱 業 費	5,209,730	69,375	5,279,105
	3 観 光 費	2,116,070	△3,909	2,112,161
8 土 木 費		83,445,932	△5,843,759	77,602,173
	1 土 木 管 理 費	3,683,886	△935,416	2,748,470
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,805,064	△1,840,511	34,964,553
	3 河 川 海 岸 費	26,207,142	△2,893,273	23,313,869
	4 港 湾 費	6,251,636	△201,050	6,050,586
	5 都 市 計 画 費	8,351,628	43,543	8,395,171
	6 住 宅 費	2,146,576	△17,052	2,129,524
9 警 察 費		22,701,886	1,700,262	24,402,148
	1 警 察 管 理 費	20,121,874	1,727,862	21,849,736
	2 警 察 活 動 費	2,580,012	△27,600	2,552,412
10 教 育 費		92,432,722	△1,991,632	90,441,090
	1 教 育 総 務 費	14,206,933	384,108	14,591,041

	2 小 学 校 費	24,777,888	△1,058,658	23,719,230
	3 中 学 校 費	14,411,906	△369,170	14,042,736
	4 高 等 学 校 費	24,967,998	△191,289	24,776,709
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,933,170	△335,979	8,597,191
	6 社 会 教 育 費	3,731,429	△403,327	3,328,102
	7 保 健 体 育 費	1,403,398	△17,317	1,386,081
11 災 害 復 旧 費		12,006,200	△9,866,797	2,139,403
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,903,200	△1,346,298	556,902
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,003,000	△8,420,499	1,582,501
	3 公 用 公 共 用 施 設 災 害 復 旧 費	100,000	△100,000	0
12 公 債 費		65,747,736	△1,752	65,745,984
	1 公 債 費	65,747,736	△1,752	65,745,984
13 諸 支 出 金		40,140,101	1,217,821	41,357,922
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	16,202,498	△191,498	16,011,000
	2 利 子 割 交 付 金	85,500	190,000	275,500
	3 配 当 割 交 付 金	1,051,701	344,120	1,395,821
	4 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,672,418	355,078	2,027,496

	5 法人事業税交付金	1,631,261	261,048	1,892,309
	6 地方消費税交付金	18,980,567	278,433	19,259,000
	7 ゴルフ場利用税交付金	163,056	8,640	171,696
	9 環境性能割交付金	353,000	△28,000	325,000
歳 出	合 計	574,858,103	△15,033,184	559,824,919

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
6 農林水産業費	6 水産業費	漁業調査船 「とくしま」 新船建造事業	千円 2,299,500	7	千円 243,500	千円 2,299,500	7	千円 0
				8	1,295,000		8	1,295,000
				9	761,000		9	1,004,500
		樁泊荷さばき 整備事業	3,000,000	5	600,000	3,000,000	5	600,000
				6	1,700,000		6	1,700,000
				7	400,000		7	650,000
				8	300,000		8	50,000
		8 土 木 費	2 道路橋りょう費	大鳴門橋自転車道 設置事業	2,800,000	5	100,000	2,800,000

					6	500,000		6	500,000
					7	1,200,000		7	1,400,000
					8	900,000		8	700,000
					9	100,000		9	100,000
			一ノ瀬トンネル 新設事業	2,700,000	4	300,000	2,328,005	4	300,000
					5	800,000		5	800,000
					6	1,000,000		6	1,000,000
					7	600,000		7	228,005
			恵比須浜トンネル 新設事業	2,200,000	4	300,000	2,186,772	4	300,000
					5	600,000		5	600,000
					6	900,000		6	900,000
					7	400,000		7	386,772
		5 都市計画費	末広住吉高架橋上部工 架設事業	1,700,000	5	200,000	1,700,000	5	200,000
					6	400,000		6	400,000
					7	500,000		7	900,000
					8	600,000		8	200,000
10 教 育 費	5 特別支援学校費	特別支援学校施設 整備事業		4,461,293	4	1,000	4,424,595	4	1,000

				5	2,676,176		5	2,676,176
				6	1,747,419		6	1,747,419
				7	36,698		7	0

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	千円 9,000
		福利施設等管理費	65,767
		広報費	60,000
		出納事務費	54,150
		万代庁舎等管理費	101,000
		合同庁舎等維持管理費	512,781
	2 企画費	企画調整費	12,000
5 選挙費	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費	547,044	
		6 防災費	消防学校運営費
3 民生費	2 児童福祉費	児童健全育成対策費	23,322

			児童福祉施設整備事業費	10,000
		3 生活保護費	扶助費	300,000
4 衛生費	1 公衆衛生費		動物愛護管理費	3,080
			保健製薬環境センター施設整備事業費	20,539
	2 環境衛生費		廃棄物処理施設管理指導費	5,000
	4 医薬費		救急医療対策費	8,400
	5 労働費	2 職業訓練費		職業能力開発校整備事業費
6 農林水産業費	1 農業費		農林水産総合技術支援センター運営費	2,000
	3 畜産業費		家畜保健衛生所運営費	311,610
	4 農地費		土地改良計画調査事業費	19,100
	5 林業費		林材業振興対策費	56,825
	6 水産業費		浅海内水面増殖対策費	22,220
			種苗生産施設管理費	122,000
7 商工費	3 観光費		観光施設管理運営費	71,700
			阿波おどり振興費	7,500
8 土木費	1 土木管理費		土木調査事業費	32,070
			土木企画調整事業費	15,300

			建築基準法等施行費	199
	2 道路橋りょう費		道路関係市町村指導監督事務費	500
			高速自動車道対策事業費	174,000
			高速道路整備支援事業費	7,000
		3 河川海岸費	堰堤管理費	3,000
	4 港湾費	港湾環境整備費	67,000	
	5 都市計画費	公共下水道整備促進事業費	15,000	
	6 住宅費		住宅対策推進費	43,600
			建築物耐震化推進費	357,220
9 警察費	1 警察管理費	警察署整備事業費	36,278	
	2 警察活動費	交通指導取締費	9,735	
10 教育費	1 教育総務費	総合教育センター管理運営費	141,568	
	6 社会教育費		文化財保護費	4,189
			阿波十郎兵衛屋敷管理運営費	50,300
			博物館運営費	8,030
			21世紀館運営費	224,276
	郷土文化会館運営費	109,946		

	7 保 健 体 育 費	県運動公園等体育施設管理運営費	115,964
11 災 害 復 旧 費	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	市町村災害復旧事業監督事務費	300
		現年発生災害復旧単独事業費	80,000

2 変 更

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
2 総 務 費	2 企 画 費	地方創生の深化のための支援費	千円 178,000	千円 196,000
		航空対策費	95,000	107,000
	6 防 災 費	防災対策指導費	282,000	391,760
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	障がい者交流プラザ管理運営費	105,000	122,660
		介護保険対策費	2,005,000	2,042,487
		社会福祉施設整備事業費	72,000	434,500
		老人福祉施設整備事業費	214,000	488,005
	3 生 活 保 護 費	生活保護法施行事務費	4,290	19,290
4 衛 生 費	2 環 境 衛 生 費	一般環境対策費	100,000	162,934
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農林水産業未来投資事業費	550,000	553,500
		就業機会創出支援費	75,000	79,476

		4 農 地 費	県営かんがい排水事業費	50,100	64,000
			団体営土地改良事業費	105,300	39,000
			県単独土地改良事業費	53,000	123,000
			中山間地域農村活性化総合整備事業費	128,200	140,000
			農業集落排水整備事業費	146,000	130,186
			耕地地すべり防止事業費	720,000	482,000
			地盤沈下対策事業費	196,900	202,000
			震災対策農業水利施設整備事業費	103,350	40,000
			農地海岸保全施設整備事業費	101,000	176,000
			地籍調査費	315,000	650,000
		5 林 業 費	林業力倍増基盤整備促進事業費	596,000	853,500
			森林環境保全整備事業費	868,000	1,028,000
			優良種苗生産対策費	7,039	15,039
			災害関連緊急治山事業費	80,000	0
			治山維持補修費	30,000	37,000
		6 水 産 業 費	県管理漁港維持補修費	60,000	88,000
			水産物供給基盤機能保全事業費	191,000	226,000

			水域環境保全創造事業費	50,000	84,000
			漁港海岸保全施設整備事業費	167,000	225,000
			県単独漁港漁場整備事業費	12,000	35,000
8 土 木 費	2 道路橋りょう費		道路維持修繕費	2,797,000	4,366,000
			道路局部改良事業費	268,000	427,000
			路側整備事業費	123,000	234,000
			交通安全対策事業費	183,000	205,000
			橋りょう修繕費	66,000	105,000
	3 河川海岸費		河川海岸維持修繕費	261,000	1,628,000
			河川特殊改良事業費	82,000	108,000
			広域河川改修事業費	2,599,000	2,446,000
			総合流域防災事業費	4,624,000	4,785,000
			堰堤改良事業費	554,000	583,000
			河川管理施設長寿命化事業費	1,772,000	1,811,000
			通常砂防事業費	539,000	646,000
			地すべり対策事業費	1,295,000	1,374,000
			急傾斜地崩壊対策事業費	198,000	184,000

			県単独砂防事業費	30,000	56,000
			砂防維持修繕費	24,000	186,000
			県単独急傾斜地崩壊対策事業費	26,000	65,000
			災害防止対策緊急事業費	40,000	100,000
			海岸侵食対策事業費	150,000	195,000
			津波・高潮危機管理対策緊急事業費	454,000	489,000
	4	港湾費	港湾海岸施設維持補修費	85,000	593,000
			県単独港湾整備事業費	256,000	450,000
			港湾環境整備事業費	19,000	31,000
			港湾補修事業費	750,000	877,000
	5	都市計画費	都市計画調査事業費	15,900	32,575
			公園整備事業費	1,186,000	2,014,707
			公園維持修繕費	44,000	90,000
10	4	高等学校費	高校施設整備事業費	6,474,929	5,385,896
	5	特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	75,994	800,513
11	1	農林水産施設 災害復旧費	現年発生農地及び農業用施設災害復旧 事業費	80,000	7,000
			過年発生災害林道復旧事業費	200,000	100,000

		現年発生災害林道復旧事業費	70,000	200,000
	2 土木施設 災害復旧費	現年発生治山施設災害復旧事業費	70,000	0
		現年発生漁港施設災害復旧事業費	60,000	0
		過年発生河川等施設災害復旧事業費	723,000	659,000
		現年発生河川等施設災害復旧事業費	610,000	138,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	53,000	0
		現年発生港湾施設災害復旧事業費	100,000	0

第4表 債務負担行為補正

1 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
藍場浜公園西エリア新ホール整備事業設計委託契約	令和8年度	479,000千円	令和8年度	0千円
藍場浜公園西エリア新ホール整備事業コンストラクションマネジメント支援業務委託契約	令和8年度	29,000千円	令和8年度	0千円

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
総務管理事業	千円 707,000	千円 257,000

防災事業	781,000	759,000
社会福祉事業	521,000	496,000
児童福祉事業	11,000	10,000
公衆衛生事業	46,000	9,000
環境衛生事業	16,000	14,000
保健所事業	556,000	10,000
畜産事業	280,000	46,000
農地事業	3,279,000	2,577,000
林業治山事業	3,807,000	3,202,000
水産事業	982,000	795,000
商業事業	28,000	19,000
工鉱業関係事業	4,000	3,000
観光事業	257,000	202,000
土木管理事業	169,000	75,000
道路橋りょう事業	17,719,000	16,605,000
河川海岸事業	14,958,000	13,751,000
港湾事業	3,338,000	3,370,000

都市計画事業	3,659,000	3,780,000
住宅事業	405,000	195,000
警察関係事業	331,000	212,000
教育総務事業	125,000	72,000
高等学校整備事業	7,122,000	6,681,000
特別支援学校整備事業	1,005,000	901,000
社会教育事業	923,000	884,000
土木施設災害復旧事業	3,911,000	705,000
公用公共用施設災害復旧事業	93,000	0
計	65,061,000	55,658,000

第 55 号

令和7年度徳島県用度・給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県用度・給与集中管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ372,352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,923,970千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度・給与集中管理収入		千円 33,551,618	千円 372,352	千円 33,923,970
	1 財産収入	200	△200	0
	2 繰越金	73,461	3,654	77,115
	3 諸収入	1,863,075	△754,484	1,108,591
	4 給与振替収入	31,614,882	1,123,382	32,738,264
歳入合計		33,551,618	372,352	33,923,970

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用度・給与集中管理費		千円 33,551,618	千円 372,352	千円 33,923,970
	1 用度管理費	1,936,736	△751,030	1,185,706
	2 給与費	31,614,882	1,123,382	32,738,264
歳出合計		33,551,618	372,352	33,923,970

第 56 号

令和 7 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ465,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 348,010	千円 117,409	千円 465,419
	1 繰 入 金	291,883	125,030	416,913
	2 諸 収 入	56,127	△7,621	48,506
歳 入	合 計	348,010	117,409	465,419

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 348,010	千円 117,409	千円 465,419
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	84,498	957	85,455
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	39,034	86,914	125,948
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	224,478	29,538	254,016
歳 出	合 計	348,010	117,409	465,419

第 57 号 令和 7 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算(第 1 号)

令和 7 年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 178,094	千円 △30,000	千円 148,094
	1 繰越金	101,196	△30,000	71,196
歳入	合計	178,094	△30,000	148,094

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 178,094	千円 △30,000	千円 148,094
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	178,094	△30,000	148,094
歳 出	合 計	178,094	△30,000	148,094

第 58 号

令和7年度徳島県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,571,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 69,371,274	千円 1,200,000	千円 70,571,274
	1 分担金及び負担金	18,541,925	14	18,541,939
	2 国庫支出金	20,070,908	572,612	20,643,520
	3 前期高齢者交付金	24,885,186	△17,388	24,867,798
	4 共同事業交付金	163,946	△2,946	161,000
	5 財産収入	6,874	△1,500	5,374
	6 繰入金	4,599,767	△249,325	4,350,442

	7 繰越金	1,100,000	851,967	1,951,967
	8 諸収入	2,668	46,566	49,234
歳入合計		69,371,274	1,200,000	70,571,274

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険事業費		千円 69,371,274	千円 1,200,000	千円 70,571,274
	1 国民健康保険事業費	69,356,732	506,500	69,863,232
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	14,542	693,500	708,042
歳出合計		69,371,274	1,200,000	70,571,274

第 59 号 令和 7 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ829,392千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金収入		千円 827,903	千円 1,489	千円 829,392
	2 諸 収 入	426,646	1,489	428,135
歳 入	合 計	827,903	1,489	829,392

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 827,903	千円 1,489	千円 829,392
	1 地方独立行政法人 徳島県鳴門病院資金貸付金	827,903	1,489	829,392
歳 出	合 計	827,903	1,489	829,392

第 60 号

令和7年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,158千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,088千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業収入		千円 67,246	千円 △16,158	千円 51,088
	1 財産収入	31,708	19,370	51,078
	2 繰越金	35,528	△35,528	0
歳入合計		67,246	△16,158	51,088

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 徳島ビル管理事業費		千円 67,246	千円 △16,158	千円 51,088
	1 徳島ビル管理事業費	67,246	△16,158	51,088
歳 出	合 計	67,246	△16,158	51,088

第 61 号

令和7年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県農林漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182,129千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ412千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林漁業改善資金収入		千円 182,541	千円 △182,129	千円 412
	1 繰入金	329	△299	30
	2 繰越金	172,195	△171,876	319
	3 諸収入	10,017	△9,954	63
歳入	合計	182,541	△182,129	412

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林漁業改善資金貸付金		千円 182,541	千円 △182,129	千円 412
	1 農林漁業改善資金貸付金	182,541	△182,129	412
歳 出	合 計	182,541	△182,129	412

第 62 号

令和7年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,579千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,913千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業収入		千円 169,334	千円 5,579	千円 174,913
	1 財産収入	100,211	△9,977	90,234
	2 繰入金	63,021	5,512	68,533
	3 繰越金	4,602	9,044	13,646
	4 諸収入	1,500	1,000	2,500
歳入	合計	169,334	5,579	174,913

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県有林県行造林事業費		千円 169,334	千円 5,579	千円 174,913
	1 県有林県行造林事業費	169,334	5,579	174,913
歳 出	合 計	169,334	5,579	174,913

第 63 号

令和7年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ487,980千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,278,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,766,346	千円 △487,980	千円 2,278,366
	1 財産収入	992,286	△123,428	868,858
	2 繰入金	436,000	△348,000	88,000
	3 繰越金	162,050	△16,552	145,498
歳入合計		2,766,346	△487,980	2,278,366

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 2,766,346	千円 △487,980	千円 2,278,366
	1 公用地公共用地取得事業費	2,694,811	△424,892	2,269,919
	2 土地開発基金積立金	71,535	△63,088	8,447
歳 出	合 計	2,766,346	△487,980	2,278,366

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 公用地公共用地取得事業費	1 公用地公共用地取得事業費	公用地公共用地取得事業費	千円 174,000

第 64 号

令和7年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ428,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,370,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤 田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 3,798,558	千円 △428,085	千円 3,370,473
	1 使用料及び手数料	1,006,894	△1,524	1,005,370
	2 国庫支出金	440,000	△190,000	250,000

	3 財 産 収 入	66,877	60,084	126,961
	4 繰 越 金	89,681	△84,497	5,184
	5 諸 収 入	143,106	1,852	144,958
	6 県 債	2,052,000	△214,000	1,838,000
歳 入	合 計	3,798,558	△428,085	3,370,473

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 港湾等整備事業費		千円 3,798,558	千円 △428,085	千円 3,370,473
	1 港湾等整備事業費	3,369,158	△424,157	2,945,001
	3 徳島小松島港津田地区 整備事業費	243,220	△2,046	241,174
	4 空港周辺整備事業費	6,180	△1,882	4,298
歳 出	合 計	3,798,558	△428,085	3,370,473

第2表 継続費補正

1 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港荷役機械 整備事業	千円 2,160,000	6	千円 270,000	千円 2,160,000	6	千円 270,000

				7	1,230,000		7	856,750
				8	660,000		8	1,033,250

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	千円 70,000
		上屋管理費	9,000
		施設等運営費	5,000

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
1 港湾等整備事業費	1 港湾等整備事業費	徳島小松島港赤石地区整備事業費	千円 102,000	千円 124,000
	3 徳島小松島港津田地区整備事業費	臨海土地造成事業費	96,000	234,000

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
港湾等整備事業	千円 1,732,000	千円 1,518,000
計	2,052,000	1,838,000

第 65 号

令和7年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算(第1号)

令和7年度徳島県奨学金貸付金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,438千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨 学 金 収 入		千円 132,338	千円 △85,900	千円 46,438
	1 財 産 収 入	1,014	256	1,270
	3 諸 収 入	115,329	△86,156	29,173
歳 入	合 計	132,338	△85,900	46,438

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 奨学金貸付金		千円 132,338	千円 △85,900	千円 46,438
	1 奨学金貸付金	132,338	△85,900	46,438
歳 出	合 計	132,338	△85,900	46,438

第 66 号

令和7年度徳島県証紙収入特別会計補正予算（第1号）

令和7年度徳島県証紙収入特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189,853千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,741,147千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証 紙 収 入		千円 2,931,000	千円 △189,853	千円 2,741,147
	1 証 紙 収 入	2,124,131	△231,435	1,892,696
	2 繰 越 金	806,869	41,582	848,451
歳 入	合 計	2,931,000	△189,853	2,741,147

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰 出 金		千円 2,931,000	千円 △189,853	千円 2,741,147
	1 他 会 計 繰 出 金	2,931,000	△189,853	2,741,147
歳 出	合 計	2,931,000	△189,853	2,741,147

第 67 号

令和7年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度徳島県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	203,305人	193,058人
外 来	239,096人	227,650人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	557人	529人
外 来	988人	940人
(4) 主要な建設改良事業		
医療器械及び備品購入費	584,731千円	585,231千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条本文に「なお、経営改善推進事業に充てるため、企業債500,000千円を借り入れる。」を加え、同条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 病院事業収益	30,554,041千円	△266,726千円	30,287,315千円
第1項 医業収益	24,182,393千円	△938,487千円	23,243,906千円
第2項 医業外収益	6,371,648千円	626,279千円	6,997,927千円
第3項 特別利益		45,482千円	45,482千円
支 出			

第1款 病院事業費用	30,480,296千円	1,596,700千円	32,076,996千円
第1項 医療費用	29,330,086千円	1,361,439千円	30,691,525千円
第2項 医療外費用	1,150,210千円	144,291千円	1,294,501千円
第3項 特別損失		90,970千円	90,970千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,056,943千円」を「不足する額1,053,654千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,213千円及び過年度分損益勘定留保資金1,053,730千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,260千円及び過年度分損益勘定留保資金1,052,394千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	6,355,847千円	3,789千円	6,359,636千円
第2項 負担金	957,982千円	12,704千円	970,686千円
第4項 補助金	19,865千円	△8,915千円	10,950千円
支 出			
第1款 資本的支出	7,412,790千円	500千円	7,413,290千円
第1項 建設改良費	1,447,448千円	500千円	1,447,948千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
経営改善推進事業	千円 500,000	証書借入又は証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (たな卸資産の購入限度額)	14,784,569千円	814,309千円	15,598,878千円

第7条 予算第8条中「6,890,000千円」を「7,600,000千円」に改める。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 68 号

令和7年度徳島県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度徳島県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度徳島県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

		（補正前）	（補正後）
(1) 供給電力量	水力発電所	320,700,000 k W h	304,814,119 k W h
	太陽光発電所	4,617,000 k W h	5,292,860 k W h
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,300,377千円	1,363,637千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	5,300,719千円	115,465千円	5,416,184千円
第1項 営業収益	5,270,186千円	20,326千円	5,290,512千円
第2項 財務収益	23,732千円	93,227千円	116,959千円
第3項 事業外収益	6,801千円	1,912千円	8,713千円
支 出			
第1款 事業費用	4,014,381千円	20,351千円	4,034,732千円
第1項 営業費用	3,852,855千円	△19,010千円	3,833,845千円
第3項 事業外費用	156,516千円	39,361千円	195,877千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,482,465千円」を「不足する額993,716千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,983千円及び過年度分損益勘定留保資金1,364,482千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額139,638千円、建設改良積立金393,000千円及び過年

度分損益勘定留保資金461,078千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	905,615千円	56,893千円	962,508千円
第2項 投資有価証券償還金	700,266千円	△1千円	700,265千円
第4項 そ の 他 収 入		56,894千円	56,894千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	2,388,080千円	△431,856千円	1,956,224千円
第1項 建 設 改 良 費	1,300,377千円	63,260千円	1,363,637千円
第2項 投 資	1,087,703千円	△495,116千円	592,587千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	991,929千円	△58,790千円	933,139千円

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 69 号

令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度徳島県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）		（補正前）	（補正後）
(1) 給水事業所数	34	35	吉野川北岸工業用水道	21	22
(2) 年間総給水量	67,419,150m ³	67,431,350m ³	吉野川北岸工業用水道	38,766,650m ³	38,778,850m ³
(3) 1日平均給水量	184,710m ³	184,743m ³	吉野川北岸工業用水道	106,210m ³	106,243m ³
(4) 建設改良工事			吉野川北岸工業用水道改良工事	635,080千円	638,293千円
			阿南工業用水道改良工事	1,131,998千円	1,133,090千円

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	1,295,731千円	17,008千円	1,312,739千円
第 1 項 営 業 収 益	1,224,758千円	1,104千円	1,225,862千円
第 2 項 営 業 外 収 益	70,973千円	15,904千円	86,877千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,185,019千円	2,227千円	1,187,246千円
第 1 項 営 業 費 用	1,176,843千円	△40,062千円	1,136,781千円
第 2 項 営 業 外 費 用	8,176千円	42,289千円	50,465千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額1,087,576千円」を「不足する額1,074,679千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147,493

千円及び過年度分損益勘定留保資金940,083千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額147,766千円、減債積立金9,000千円及び過年度分損益勘定留保資金917,913千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	789,848千円	17,202千円	807,050千円
第1項 固定資産売却代	2,383千円	1,302千円	3,685千円
第2項 補助金	193,500千円	15,900千円	209,400千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,877,424千円	4,305千円	1,881,729千円
第1項 建設改良費	1,767,078千円	4,305千円	1,771,383千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	232,640千円	△23,149千円	209,491千円

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第 70 号

令和 7 年度徳島県土地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県土地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度徳島県土地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	8,229千円	6,114千円	14,343千円
第 2 項 営 業 外 収 益	489千円	6,114千円	6,603千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	1,862千円	△48千円	1,814千円
第 1 項 営 業 費 用	1,861千円	△48千円	1,813千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資 本 的 収 入	14,814千円	1千円	14,815千円
第 1 項 他会計長期貸付金返還金	14,814千円	1千円	14,815千円

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 71 号

令和 7 年度徳島県駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度徳島県駐車場事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度徳島県駐車場事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 事 業 収 益	65,058千円	4,231千円	69,289千円
第 1 項 営 業 収 益	64,057千円	4千円	64,061千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,001千円	4,227千円	5,228千円
支 出			
第 1 款 事 業 費 用	47,548千円	△1,125千円	46,423千円
第 1 項 営 業 費 用	47,117千円	△1,131千円	45,986千円
第 2 項 営 業 外 費 用	431千円	6千円	437千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金4,640千円」を「過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209千円及び過年度分損益勘定留保資金4,431千円」に改める。

令和 8 年 2 月 20 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 72 号

令和7年度徳島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度徳島県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度徳島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（補正前）	（補正後）
(2) 年間総処理水量	2,730,000m ³	2,523,000m ³
(3) 1日平均処理水量	7,479m ³	6,912m ³

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 事業収益	1,030,356千円	△14,983千円	1,015,373千円
第1項 営業収益	395,892千円	△15,758千円	380,134千円
第2項 営業外収益	634,464千円	775千円	635,239千円
支 出			
第1款 事業費用	1,030,356千円	△14,983千円	1,015,373千円
第1項 営業費用	927,437千円	△13,749千円	913,688千円
第2項 営業外費用	102,919千円	△1,234千円	101,685千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	557,061千円	2,300千円	559,361千円

第2項 補助金	261,315千円	2,300千円	263,615千円
支 出			
第1款 資本的支出	557,061千円	2,300千円	559,361千円
第2項 企業債償還金	519,461千円	2,300千円	521,761千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	18,112千円	1,877千円	19,989千円
(他会計からの補助金)			

第6条 予算第8条中「371,883千円」を「374,676千円」に改める。

令和8年2月20日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第七十二号

徳島県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について

徳島県高等学校等教育改革促進基金条例を次のように定める。

令和八年二月二十日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県高等学校等教育改革促進基金条例

（設置）

第一条 本県の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の促進のための事業に要する経費に充てるため、徳島県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、第一条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本県の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の促進のための事業に要する経費に充てるため、徳島県高等学校等教育改革促進基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

